

パピルス——アピオン家文書

浦野聡

モムゼンの予言 今日なお、最高の歴史家のひとりといわれる、テオドール・モムゼン *Theodor Mommsen* (一八一七—一九〇三年) は、次の言葉を好んで口にしていたという。「今世紀は碑文の世紀であった。新世紀はパピルスの世紀になろう」と。

一九世紀、碑文学は文献史学の限界を押し拡げ、ギリシア・ローマの古典古代史を大きく書き換えた。考古学とともに発展したそれは、古代人の歴史叙述をそのまま鵜呑みにするのではなく、地中海世界各地から次々に発見される碑文・考古資料と相互参照することによって歴史的事実の確定に努める「科学としての歴史」を可能にした。今日、歴史学が一九世紀的な意味で科学たりうるかはともかく、モムゼンの生まれる

一四年も前から始まっていた「ギリシア碑文集」*Inscriptiones Graecae*や、彼自身が指揮した「ラテン碑文集」*Corpus Inscriptionum Latinarum*などの網羅的編纂事業（へんさん）により本格化した碑文研究の成果を踏まえることなく、西洋古代史の信頼おける個別研究や説得力ある通史を書きうるとは、誰も主張できなくなっている。

こうしたことを念頭に置けば、碑文編纂事業のあとを追うように一九世紀末から欧米各国で始まったパピルス——とくに、その大部分を占める、プトレマイオス朝以後アラブ征服時前後までのギリシア語パピルス——の編纂事業が、新しい西洋古代史の地平を切りひらくだろうと期待されたのは当然であつた。たいていが非日常的な記念の記録である碑文とは対照的に、それらの大部分は、比較的下位の社会層まで含む人々の日常の生活領域にまつわる記録習慣を今日に伝えてくれる、比類なき歴史資料だったのである。

パピルス学の誕生 パピルス文書を発見・保存し、その文化的、社会的意味を読み解こうとする学問を「パピルス学」*Papyrology*という。文書の出自や形式上の特徴を見極め、失われた字句を復元していく。この学問は、文字（や画像・記号）テキストの校訂を通じて、過去、とりわけパピルスが書写材料として用いられた古代の事実に接近しよう

*1 紀元七九年噴火したヴェスヴィウス山の溶岩流で摂氏三〇〇度の高温に焼かれ、押しつぶされて炭の塊となつたヘルクラネウムのパピルス。現在では断片を含め一千点以上が確認されている。崩れやすく展開も容易ではないが、そのかなりの部分がエピクロス派の哲学者（とくに前一世紀の哲学者フィロデーモス）の著作で占められていたらしいことがわかってきた。

とする点で、古典碑文学と同様、まさに古典学と古代史学の申し子といえる。にもか
かわらず、それは当初、パピルスに文書を書き残した当時の人々の生活の様子を明ら
かにしようという歴史学的な問題
意識に根ざして発展したわけでは
ない。むしろ、一八世紀の啓蒙思
想や神秘主義の流行の中で、ギリ
シア語の古典テキストや、さらに
いにしえに遡る叡智^{えいち}の痕跡を神秘
の地エジプトの砂中に求めようと
いう、ややロマンティックな文学
的・哲学的関心に動かされて興つ
た。一七五〇年代、イタリア、ヘ
ルクラネウムでヴェスビウス火山
の溶岩に埋もれた貴族の別荘図書
室から、八〇〇巻以上におよぶ炭
化パピルス^{*}が掘り起こされたこと

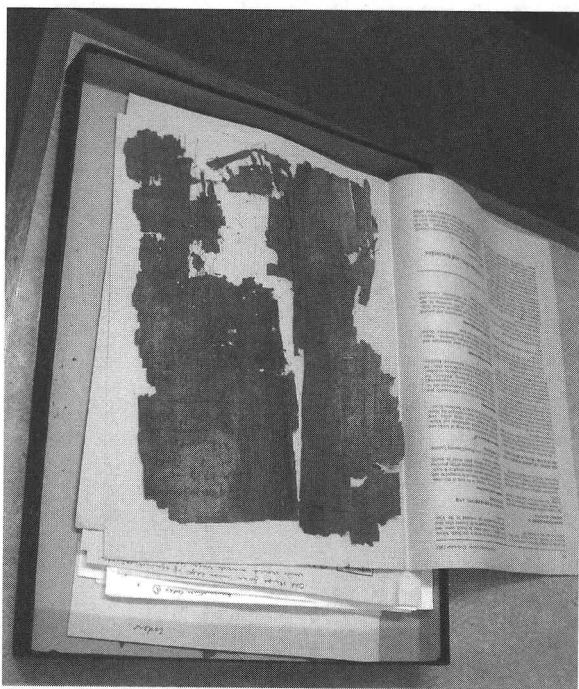


図1 未公刊のオクシュリンコス・パピルス 中性紙の古新聞紙に挟まれて保管されている。

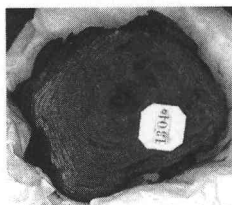


図2 芯棒 (umbilicus) に巻かれた展開前の炭化パピルス

がきつかけであった。かつて、エジプトは、プトレマイオス朝以降ローマ帝政時代にかけて、アレクサンドリアに、蔵書数十万巻に及んだと推定される地中海世界最大の図書館を擁していた。そうした文化的背景を考えれば、このカンパニア地方の保養地におけるのと同規模の個人アーカイヴ^{*2}が発見されただけで、古代史、古代文学・哲学研究を書き換えるものと期待されたのも無理はない。

中世以降に作品名だけ伝わった古代の歴史、詩、演劇、哲学の著作はいくつもあった。ナシヨナリズムの高まりとともに、競って自らの文化的故地を古代ギリシア・ローマに求めた欧米の列強諸国は、熾烈^{しれつ}な「文学パピルス」獲得競争に走る。一八八八年には、それまで断片や引用の形でしか知られなかったアリストテレスの『アテナイ人の国制』のほぼ完全な写本が、大英博物館の手に落ちた。ケニヨンの手になるその校訂版が出た一八九一年は、グロブから発掘された多数のミイラ棺材の幾層にも塗り固められた使用済みパピルスの中から、プラトンの『パイドン』の、紀元前三世紀に遡る写本が発見され驚きを呼んだ年でもある。この年が、パピルス学史上「奇跡の年」と称されるゆえんである。

*2 残念ながら、今日に至るまで、文学作品を集めた個人図書室は見つかっていない。住人の転居とともにパピルスがそのまま放棄された場合でも、商品価値が見込まれる文学作品は散逸しやすかったものと考えられる。今日見つかると文学作品は、毀れて廃棄場に捨てられた断簡や、裏面を日常記録のために再利用されたものがほとんどである。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

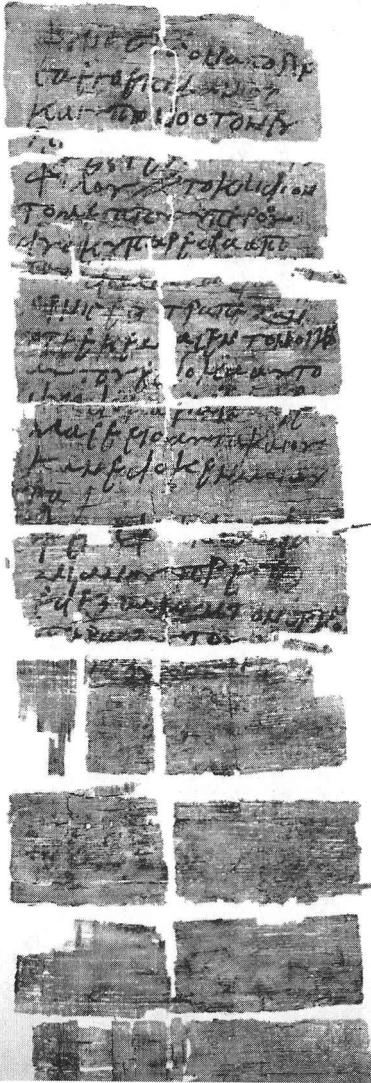
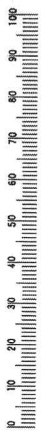


図3 ペトラ出土の炭化パピルス (P. Petra 6)

一九九三年、ヨルダンのペトラのキリスト教会付属施設遺構から、六世紀に属する約一四〇点の炭化したパピルスが発見された。ここに挙げたパピルスは完全に復元できる唯一のもので、ある聖職者にアパートを貸していた別の聖職者が、退去時、無くなっていた動産をリストアップした文書である。鍵やテーブルはともかくとして、六羽の鳥や屋根の上においてあった糸杉の板までも挙げられているのは、世知辛い。「私は、彼が移転する二つの部屋を与えたのに、彼はこれらのものを私に返さなかった(一〇〜一五行)」。The Petra Papyri I: edited by J. Frösén, A. Arjava, and M. Lehtinen (2002).

パピルス資料の「周縁性」しかしながら、そうしたためさましい発見にもかかわらず、今あらためて二〇世紀を振り返ってみると、冒頭のモムゼンの言葉には、なかなか実感を得がたい。この百年間に、パピルス文書が古典古代史を大きく書き換えることはなかったからである。たしかに、世紀の大発見と称される「ナグ・ハマデイ文書」^{*3}は、ヘレニズム時代からローマ帝政時代初期にかけての、東方宗教をめぐる思想の多様性を照らしだし、古代地中海世界の、特定の人間集団の精神世界理解に、大きなインパクトを与えた。とはいえ、それは今日「グノーシス主義文書」のラベリングの下、宗教史家の独占物とされるか、イエスをめぐる歴史空想物語のためのエピソードの「石切り場」と化してしまった感があり、一般史の研究者が好んでそれを議論の俎上^{そじょう}にのせることはない。

そもそもパピルス資料は、村人や市民の契約書、受け取り、計算書など日常的記録がその大半を占め、歴史書など文献資料に並行記事をほとんど持たない。古典古代史が歴史上の著名人にまつわる政治事件史として描かれる限り、パピルスが重要史料の位置を占めることは稀であり、とりわけ「記録パピルス」^{*4}は、一九世紀半ばまで破棄されるのが通例であった。

また、「記録パピルス」は、人々の日常生活の有様についてどれだけ詳細に語って

*3 二〇世紀半ばには、それまでまったく未知のものであった「トマス福音書」や「ヨハネのアポクリフォン」をはじめとするキリスト教異端文書を中心に、五二点のコプト語写本が、全く偶然に農地の土中から発見された。これが、やがて「ナグ・ハマデイ文書」として知られることになる文書群である。

*4 「記録パピルス」*documentary papyri*とここでいうのは、「文学パピルス」*literary papyri*以外のパピルス文書のことである。ターナー E. Turner は、あまり人目に触れることが意識されなかった文書を指すとするが、積極的な定義ではなく、このこと自体もともと文学パピルス以外

くれるにせよ、それらが出土するのは、欧米人の誇る憧憬しょうけいの過去、古典古代の聖地アテネ・ローマではなく、そこからはるか僻遠の、中・上エジプトである。そのため、それらはナイル流域の特殊でローカルな文化や社会の事情を伝えるにすぎず、少なくとも、古典古代の典型的な文化や社会の状況は伝えてくれないものとみなされてしまう。そのため古典古代史が「アナル」風ふうの社会史として描かれるようになって、パピルス文書ほどの細密さをもって都市民の生活実態について知らせてくれる資料がローマやアレクサンドリアをはじめ地中海世界の他の都市に残らなかつた以上、その証言の位置づけに困る、という皮肉な結果になる。

最近、ローマ帝政期にはローマ化の結果、エジプトの統治・社会制度は、地中海世界のほかの地域のそれと共通点も多いと考えられるようになってきた。この時代のものもつとも多く現存するパピルスも、ますますローマ帝国の行政史に豊かな知見をもたらしてくれることになるだろう。しかし、いったい誰がローマ帝政時代の官僚制や地方自治行政の仕組みを詳細に知ること、古典古代史を書き換えようと信じるだろうか。自立的な市民社会に高い価値を見出してきた古典古代史研究の中では、官僚制の発展したローマ帝政期という時代そのものが、同じくパピルスから知られるプロマイオス朝期とならんで、非古典的Ⅱマージナルな時代と位置づけられてきたに過

への関心が低かつたことを如実に示している。

*5 二〇世紀後半、「アナル」*Annals* 誌に集い、「歴史事件史」とは一線を画す「心性史・社会史」を標榜して一時代を作った。古代史の文脈ではアナル第五世代に属し、西洋古代の社会史研究をリードしたフランスの学者P・ヴェエヌの一九七六年の著『パンと闘技場』が、ローマ帝政時代に最盛期を迎えるポトラッチ的贈与慣行に注目し、とくにその痕跡を広範な碑文資料の中に認めた。

ぎない。

パピルス資料の価値 このように、パピルス文書をめぐっては、パピルス自生地であり、乾燥したエジプトにのみ遺存したというその宿命によって、その資料的価値に対する当初の大きな期待が萎んでしまったという寂しい現状がある。それに加え、二度の世界大戦を経て、西欧の帝国主義思想が、地政学的にもはや自らを維持できなくなつたことも大きい。欧米共通の文化的故地である地中海沿岸地域、とくに古代のギリシア語圏は現在、非西欧文化圏に属しており、文化財国外持ち出しは固く規制されている。そうした状況を眼の前にして、西欧諸国では、かつての浮かされたようなナシヨナリズムの熱気は消えうせ、「古代への情熱」もずいぶんと冷めてしまった。

今日、たとえば、五万点の文書を擁する世界有数のコレクション、「オクシュリンコス・パピリ」^{*6}でさえ、その主たる部分は、百数十平米の殺風景な一室で、たったひとりのパピルス学者が、保管の任に当たっているにすぎない。大量の文学・記録パピルスは、彼を中心とするオックスフォード大学の研究者、大学院生、学生（一）らによつて校訂・注釈を施されたのち、出版されるが、現在までに公刊されているのは、全体の一割にも満たない。こうした先の長さに気の遠くなるような状況は、各国いずれの

*6 オックスフォード大学ボードリアン図書館分館、サックラー図書館二階のパピロロジー・ルームに保管されている。一九世紀末、グレンフェルとハントによつて組織されたオクシュリンコスにお

コレクションに關しても大同小異という。

では、いまや、ギリシア語パピルスは、倉庫の中にうたかく積まれた厄介物でしかないのだろうか。やむなく保管棚の右から左へルーティンに刊行していくだけの存在として。そもそも、コレクション化されているパピルス文書のおよそ九割が未公開とすれば、データベースとしてはなほだ不完全な既刊パピルス群は、はたしてどれほどの価値を持つのだろうか。二〇〇二年、大学から与えられた一年間の在外研究を前にして、日本では触れえないパピルス文書研究の現状に強く関心を引かれていた私だが、同時にこれらの疑問も感じていた。その後、私は三度の夏をオクシユリンコス・パピリのあるオックスフォードで過ごし、ひとつのささやかなテーマをめぐる論争に、パピルス学者としてではなく、歴史研究者としてかかわることになる。その中で、一寸先は闇のこの世界のスリルを味わうとともに、これらの疑問への答えとパピルス研究の今日的意義の一端を垣間見たように感じている。潔く研究成果のみを世に問うべき者として、個人の苦闘の痕跡を披露するのは、気が引ける。しかしそうする以外に、パピルス学者の仕事について語るよい方法も思いつかないので、「極東の古代史研究者が触れたパピルス学の話」に、しばらくお付き合いいただきたい。

ける文書発掘は、世界初の組織的調査であり、二〇世紀初頭までに、五万点にもおよぶパピルス文書をイギリスにもたらした。ナイル川増水時の水位上に（そこではパピルスは腐食しない）丘陵状を呈す廃棄場を慎重に選定した結果、ナイル川が分かれてモエリス湖に流れ込む支流域の中心都市であったこの都市を発掘地に選んだ。

ゴニス博士　まず、この人を紹介しないわけにはいかない。長い茶色の巻き毛の大男で、つぼ絵に描かれていそうな英雄的風貌のギリシア人、ニコラオス・ゴニス博士。オクシュリンコス・パピリ *The Oxyrhynchus Papyri* の責任者である。もともとはアリストファネスの演劇のパピルス断片の網羅的研究で一躍その名を知られた若き俊英だが、今やどんな種類のパピルスにも精通している。彼の読みの深さは並みいるパピルス学者の中でも群を抜き、とくにこれまで不十分にしか解読されてこなかった難解なテクストにも、永遠の息吹を与える数少ない研究者の一人、とは衆目の一致するところであろう。その彼が、足掛け四年にわたって、パピルス学の世界の案内人として私を導き、また翻弄してくれることになる。

最初に彼と言葉を交わしたのは、アラン・ボウマン教授と彼による「記録パピルス学」の最初の授業のあとだった。挨拶の後、いきなり「モリモトを知っているか。彼の仕事には、見るべき点がある」と切り出された。初期アラブ時代の税制を研究された、わが国の誇る世界的学者、森本公誠博士のフランス語の業績のことである。突然の問いかけに口ごもる私に、「オックスフォードへは何をしに来たのか」と畳み掛ける。さらに動揺した私は、思わず「アピオン家文書の研究に」と答えてしまった。

アピオン家文書 アピオン家とは、五〜七世紀にかけてオクシリンコスに君臨した大地主Ⅱ元老院議員家系であり、アラブ人に先立ってエジプトに侵入してきたササン朝ペルシアによって、経済基盤を根こそぎにされた悲運の一族として知られる。短いペルシア支配下で、その経営にまつわる文書は一括して廃棄場に捨てられ、今日に遺存することになった。古代貴族の家産経営の記録としては、世界最大規模のものである。彼らにまつわるパピルスは一年間の在外研究で扱うには多すぎ、また、ストラスプールのジャン・ガスク教授の一九八五年の記念碑的論文以後は、とくに私が付け加えて語りうるようなこともなからうと思っていた。ガスク教授は、綿密なパピルスの博搜によって、この家族が従来そう思われていたような反中央集権的な封建的貴族などではなく、「オイクス(家)」と呼ばれる行政単位の運営・管理を通じて帝国支配に貢献する、行政貴族であることを明らかにしていた。にもかかわらず、問い詰め



地図1 中・下エジプト

られた私の頭にとっさに浮かんだのが、この著名な家族の名前であったというお粗末だ。「オーケー。では、最近出版された二冊の本を知っているか」と値踏みは続く。ジャイラス・バナジの経済史の書物と、フィレンツェのロベルタ・マッツァのアピオン家に関する概説書である。前者は、書店で見つけ、早速読み始めていたが、後者は聞いたことがない。そういうと、すぐに図書館に入るから読めという。さらにいくつかの論文を紹介してくれ、晴れて私はアピオン家を研究しに来た客員研究員となった。あとから振り返ってみると、一九九八年から二〇〇二年は、アピオン家研究の当たり年だったらしい。バナジ、マッツァ、パルメといったそうそうたるパピルス学者たちの書物・論考が出版されただけではない。パピルス学研究の近年の動向を踏まえぬために、パピルス学者からは総すかんのピーター・サリスの浩瀚こうかんな博士論文も、二〇〇〇年に提出済みであった。

ウルフソンにて 偶然、ゴニスと私は、同じコレジに属していた。大学院生のために一九七〇年代に創立された、オックスフォードで一番新しいウルフソン・コレジ＊₇である。私は週に一回、「記録パピルス学」の授業に出席するだけでなく、そこで食事をとれば、長期休業期間中も彼と出会うことになった。会えば「最近どう？」というこ

*7 全部で二〇数のコレジは、それぞれ、さまざまな分野の教員とその学生の寄り合い所帯である。経営は独立していて、特に学習・研究に専念できるよう食と住環境に配慮してくれる一種の互助組織といえる。オックスフォードでは、「何学部何先生のゼミ」というような帰属意識より、「何コレジの何先生の個人指導」という結びつきが圧倒的に重視される。

とになる。他にも碑文の仕事を抱えていたが、これでは、アピオン家の勉強をしないわけにはいかない。コレジの仕組みとは、よくできたものだと思った。

ところで、肝心のアピオン家について、次第に関心を引かれていったのは、相続問題であった。ゴニス食堂で、「アピオン家はローマ世界の基準では、これまで言われてきたほど大貴族ではなかったかもしれないよ」と言った。しかし、徴税代行の部分を含んでオクシュリンコス市からの税金の過半も納めたこの有力家系が、当時の社会的、政治的コンテクストの中で、どんなサバイバル戦略を採っていたのかという問題は、古代末期貴族社会の研究をひとつの柱にしてきた私にとって、大変重要に思われた。

一般に、前近代において貴族家系における相続は、貴族自らの財産・権力を安全に維持するのみならず、社会の主要な財や機能を維持・保存する手段であり、社会の安定性・流動性を映し出す鏡といえる。多くの社会は有力家系の相続に関心を払い、相続が円滑に運ぶよう、しかるべき制度を作りだす。あるいは、独裁権力が強く、社会の機能の維持を貴族に頼らないような社会では、相続制度・慣行の整備が遅れることもある。アピオン家は、エジプトに経済的基盤を持つとはいえ、コンスタンティノールの豪壮な館に生活する帝国貴族であった。したがって、この家の相続の問題を当

時の法や社会慣習に照らして考えてみることは、ローマ帝国社会の、初期ビザンツ社会への発展や連続を考える上で、興味深い知見を与えてくれるに違いない。にわかアピオン家研究者の私は、こう考えたのである。

当時、ウイーンのパルメが、法制史の分野で世界的権威を持つ雑誌『サヴィニー誌』*Zeitschrift der Savigny Stiftung für Rechtsgeschichte* に、五九〇年代のこの家の当主不在期間の資料の検討から、オクシュリンコスとその下流のアルシノエの社会的・経済的結びつきの強さ、またそこにおけるアピオン家のプレゼンスの大きさを強調する論文を発表し、マツツアなど有力研究者から支持を得つつあった。このテーマに関心がある、とゴニスに話すと、彼は、パルメの使った資料だけでなく他にも未公刊のパピルスがあること、また、同じ名前が出てくると、皆すぐに同一人物と考えたがるが、たとえばアピオンという名前ひとつをとっても、それはきわめてよくある名前なので拙速な判断は禁物だということを、パピルス学者の立場から慎重に語ってくれた。彼はそれ以上語らず、エクサンプロバンスのジョエル・ボーキヤンの、このテーマに関する最新論文をコピーして、コレジの私の郵便受けに入れておいてくれた。

アピオン家の相続問題　ところで、アピオン家というのは、現代の学者の間での通称

にすぎない。アナスタシウス帝のペルシア遠征の際に民政長官代理を務め、臨戦態勢のエデッサに六三万モディイ（一モディウス＝八・六二四リットル）の穀物をもたらしたアピオン（二世）が、いわば歴史上の有名人で一族の始祖と思われるので、彼の名前にちなんでこの一族をアピオン家と呼ぶ慣例が生じた。この時代にはよくあることだが、貴族なら、いずれも「フラウイウス」という氏族名を持ち、当主に予定された者は、祖父の名を与えられた。アピオンの息子はストラテীগウス、その息子はアピオン、そのまた息子はストラテীগウスという具合である。それゆえ、この家はストラテীগウス家と呼ばれても、本来は一向に構わない。

五世紀半ばのこの家の創始者ストラテীগウスを、一世と呼ぶとしよう。^{*} 婿は先述のアピオン一世である。その後、ユステイニアヌス帝の下で官房長官代理と帝室財産管理長官を務め、おそらくアピオン家所領の拡大を強力に推し進めたストラテীগウス二世が続き、次いでその息子、若くして正規執政官に就いたアピオン二世が当主となる。問題は、五七八年と推測されるアピオン二世の死後である。この家系の命名の伝統に従えば、当然ストラテীগウス三世が当主となったことが期待される。しかし、資料上には、いくつかの疑わしい事例を除けば、アピオン二世の息子であるストラテীগウスは現れない。多くの所領文書では、ただ「故アピオンの相続人たち」あるいは「承

* 8 最近になって明らかに
なったところでは、最初に
この家がオクシユリンコスで有
力になるきっかけを作ったの
は、五世紀の皇后財産管理人
を務めたオクシユリンコス市
参事会員ストラテীগウスで
あり、この人物の娘がアピオ
ン一世を婿に迎え、いわゆる
アピオン家の社会経済的基礎
が固まったという。

継人たち」が宛て先になっている。五九〇年になって、ようやく「故アピオンの相続人であるプライエクタとその息子アピオン（三世）」が宛て先になり、五九三年には「故アピオンの相続人であるアピオン（三世）」が、単独の当主として現れ、六二〇年代までその地位にとどまる。

もっとも自然な推測は、プライエクタとは父に先立って亡くなったストラテギーウス三世の未亡人であり、舅のアピオン二世の死後、息子のアピオン三世が成人するまで、息子と家を守った、というものだろう。ガスクや、ゴニスの前任者、ジョン・レアの考え方である。これに対し、プライエクタという珍しい名前が、ユステイニアヌス帝の姪のそれであることから、プライエクタを、皇帝の姪の娘でありアピオン二世の妻であるとする見方が古くからあった。『後期ローマ帝国人物誌』*The Prosopography of the Later Roman Empire*の編者や、上述の、ゴニスが最新論文をコピーしてくれたボークヤンの見方である。

「遍く知られた」ストラテギーウス　ところで、パピルスの出版が進むに連れて、ひとりの人物が、脚光を浴びつつあった。七世紀に、オクシュリンコスの北方、大オアシスのアルシノエ市で権勢を誇り、晩年には単性説派の分派間の和解に尽力して、聖

人に列せられることになったストラテীগウスという人物だ。かつて、この人物はアピオン三世の息子のストラテীগウス（四世）と考えられていた。しかし、アピオン三世と同時代に活動していたこと、また六世紀の終わりにはオクシユリンコスにも所領を持っていたことなどが明らかになって別人とわかり、アルシノエで常に付けられた尊称から「ストラテীগウス・パネウフェーモス（あまね遍く知られた者）」と通称されるようになる。一九九八年、ベルンハルト・パルメは、オクシユリンコスとアルシノエ周辺からのパピルス徹底的に調べ上げ、この人物をアピオン二世の娘プライエクタの夫とする第三の説を打ち出した。その説を支えたのが、謎の多い書簡の下書き文書（P.Oxy.1829）である。

このパピルスは、パガルキアという官職にあるうちに亡くなった、有力家系の人物の執事がその人物の相続人たちに宛てて書いた書簡の下書きと見られ、二つのよく似た文面からなっている。内容から、第一のものは故人の息子宛て、第二のものは故人の娘の夫宛てで、後者には、妻と子供たちへの挨拶、および妹の結婚と妹への財産分与に関する言及がある。パピルスの裏面には、人物名が与格で書かれていて、訳せば、「ストラテীগウス、もつとも尊く、もつともすぐれ、もつともすぐれ（あまね遍く知られた方へ）」となる。尊称「もつともすぐれ」が二度繰り返されており、おまけに二

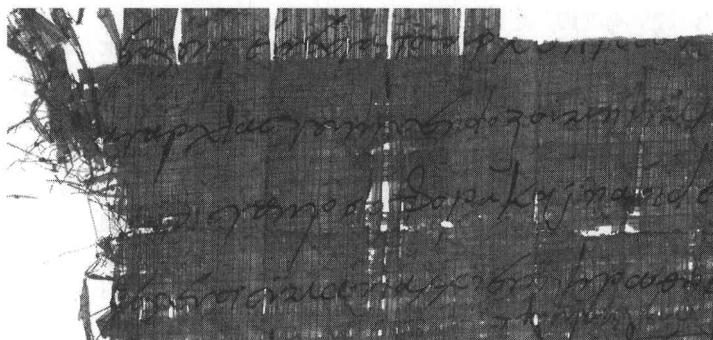


図4 P.Oxy.1829 の表 (recto) 面、2 行目から 4 行目の左三分の一 「マグニフィケントシムスたる総督 (から) 今は亡き尊き父君のパガルケース職 (の報告書を受け取ったということ。) それらについて好意的な裁定が (下りそうだということについての知らせがありました。) そしてそれを以って…」



図5 P.Oxy.1829 の裏 (verso) 面 宛て先 (本文参照) の部分。表の手馴れた筆記体とは異なる手になるように私には見えるが、ゴニスによれば、同一人物が書体を変えて書くことがあるので、筆跡から確かなことはいえないという。

度目が本来 hyperhyestaro と綴られるべきところ hypermahyestaro とされている。パピルスの校訂者は、二番目の hypermahyestaro 全体を書記の誤記として削除することを提案するが、パルメは、これを削除せず正しい綴りに戻すことを提案する。その上で、一人の人物に対し四つの尊称が付せられる事例が他に見られないことから、これは、二人の同名の人物、すなわち「ストラテীগウス、もつとも尊く、もつともすぐれた方」と「ストラテীগウス、もつともすぐれ、あまね遍く知られた方」に宛てられたものと考えた。前者をストラテীগウス三世、後者をストラテীগウス・パネウフエーモス、書簡に言及されているバガルケースを務めた故人をアピオン二世とみなすのである。

パルメ説は、ストラテীগウス三世が、父アピオン二世の死後も生き延びたと考える点で、これまでの誰の説とも異なっている。ではなぜ当主の座を引き継がなかったのか。パルメは、五九一年のアルシノエからのパピルスに高貴な女性の夫、二人の娘の父として現れる故ストラテীগウスをストラテীগウス三世と考えた上で、この人物はもともと身体が弱く、将来跡継ぎになるような息子も持たなかったため、父アピオン二世は、アピオン家のアルシノエの所領のみの相続人に指名したと推測する。またアピオン二世は、オクシュリンコスにあった家産の主要部分については、不仲な婿のストラテীগウス・パネウフエーモスの関与を排除しながら、娘プライエクタの息

子たち（アピオン三世とその弟のゲオルギオス）に安全に相続させようと図り、孫息子を養子に取った、とするのである。

パルメ説の欠点 この説には、オクシユリンコスとアルシノエの有力者たちを相関させたダイナミックな魅力がある。しかし、満ち足りない点もずいぶん多い。まず、五九一年のアルシノエから発見されたパピルスに故人として現れるストラテীগウスは、同時代の他の資料に照らせば、アピオン家とは無関係の別人が有力候補になりうる。ストラテীগウスという名前は、この時代、有力家系によく見られた名前であった。また、パルメが自らの説の要とした書簡の下書きには、プライエクタの名前はまったく出てこない。その反面、他では全く知られない故人の娘テオグノーシアと、その婚約者パウロスが登場する。さらにアピオン二世が、死の直前にパガルケース職を勤めていたという証拠はなく、何より、この文書がアピオン家の文書庫に由来するかどうかも定かでない。故人と婿の不仲など論外である。

それだけではない。私がローマ史の研究者として、もつとも強い抵抗を感じたのは、パルメが前提とした社会慣行や法律制度であった。すなわち、パルメは行論の過程で、無遺言の場合、娘方の孫息子に財産を相続させるのがいかに難しいかを長々と論じて

*9 一九世紀に公刊されていたベルリンにあるパピルスから、アルシノエでは、テオドロスの息子、ストラテীগウスという貴顕の人物が五五〇年代に活動していたことが知られる。私はこの人物がテオフアニアの夫であった可能性は高いと思う。

いる。しかし無遺言相続は、当時の社会慣行に照らすと、そうむやみに起こることではない。ローマ法社会では遺言を残すのはごく当たり前のことで、とくにアピオン二世のような社会的地位も高く富裕な人物が、遺言という形で家産の行方に配慮することを怠ったり、不備な遺言を残したりすることは考えられない。もしそんなことがあれば、スキャンダルにもなりかねなかつただろう。おまけにローマ法は、遺贈や信託遺贈^{*10}の制度も生み出し、死に行く者の意思を、可能な限り尊重しようとした。アピオン二世は、仮に一人息子を持つていたにしても、息子に法定相続分の四分の一を残せば、娘方の孫息子を主たる相続人に指名して家産の大半を残すことができたのである。

また、パルメは、アピオン二世の養子たちは当時未成年であり、実母のプライエクタの後見に服したと考える。しかし、これはローマ法の認めるところではない。すなわち、息子たちがアピオン二世の養子となると、プライエクタは彼らの姉になつてしまふ。ユステイニアヌスの法は、女性に対しては、母か祖母、しかも夫を亡くし、独身の誓いを立て、女性に対するウエレイアーヌスの元老院決議による特別の法的保護（後述）を放棄した者にしか後見役を許さなかつたからである。女性に後見人がつけられ、女性自身が後見人になることなどありえなかつた古い時代に比べれば、よほど現実的に即した制度的発展だつたといえるが、なお、女性は「弱き性」として、その権利

*10 ローマ法の相続は、例えば富裕者に女子の相続人指定を禁じるなど制限が多かつたが、遺言者の意志をできるだけ尊重するべく、遺贈や信託遺贈の制度を發展させた。

は制限され、反面、訴訟に巻き込まれる危険から保護されていた。パルメが想定したように、存命中の夫を持ちながら法的に息子の姉であるプライエクタが後見人を引き受けたなら、それは脱法行為であり、彼女の後見が円滑に機能することは難しかったであろう。

アピオン二世の相続人たち さて、パルメの仮説を批判するなら、より有望な仮説を提起せねばならない。私は、アピオン二世の死後の、オクシュリンコス（Oksyris）の所領民や所領管理機構による主人たちへの呼称の変化を精査してみようと考えた。

先述したように、アピオン二世の死後からアピオン三世が単独の当主の座につくまでの一五年近くにわたり、オクシュリンコスの所領文書は、「故アピオンの相続人たち（クレエロノモイ）」ないしは、「故アピオンの承継人たち（ディアドホイ）」に宛てられていた。これをさらに仔細に眺めれば、名宛人たちの呼称は、性別の変化も加わり、より精妙に変化している。五八三年までは、「相続人である男たち（アンドレス）」に、五八四年には「承継人である男たち」に、五八七年には「承継人である人たち（プロソパ）」に、五八七／八年には「プライエクタとふたりの息子たち」に、五九〇年には「プライエクタと息子アピオン」に、という具合である。こうした呼称の変化は、アピオン

家に実際に起こっていた家族構成上の変化を物語っていないだろうか。

パルメはこのうち、「相続人」から「承継人」への変化にのみ注目し、これらのギリシア語が、それぞれラテン語のヘーレース *heres* とスツケソル *successor* に当たると述べた後、前者は単なる財産の相続人、後者は社会的地位の後継者という意味だと論じる。そこから、時代が下るにつれて呼称が変化するのは、プライエクタとその息子たちに対して、単なる財産の相続人ではなく、アピオン “ダイナスティー” の後継者としての認識が広く定着した結果だろうと推測する。

私は、これにも疑念を持った。今ここで問題にしている時代に近い時期に公布されたユスティニアヌス法典や新法*11の用例を見ると、確かにパルメのいうような両語の使い分けは認められる。しかし、一人の人物が同時に「相続人」であり「承継人」であることや、「相続人」か「承継人」かのいずれかであることはあっても、「相続人」から「承継人」へと法的地位を変化させることはない。たとえば、都市の参事会員の場*12合、その身分は世襲で、彼らの果たす公的義務は、その私的財産で裏付けられるべく定められていた。そのため、参事会員の息子は、父の財産の「相続人」であると同時に、義務Ⅱ身分の「承継人」であった。それに対し、属州総督の後任は、前任者の「承継人」ではあっても「相続人」ではない。総督は、前任者から財産を譲り受けるわけ

*11 ユスティニアヌス帝は五二九年にハドリアヌス帝以来の勅法を集めたユスティニアヌス法典を、五三三年には学説抜粋を集成したディゲスタと法学の教科書であるインスティトゥティオーネスを公布した。その後の彼の治世の法が新法（ノヴェッラエ）として集められている。

*12 ローマ帝国の要は都市の自治にあり、都市の自治は、参事会員（デクリオーネス、ブーレウタイ）と呼ばれる富裕者層によって担われた。三世紀末にはその身分は世襲化され、参事会員の息子は参事会員身分（クリアーレス）を形成して、財産と身分をひきつぐようになった。

ではないからである。つまり、この意味における「相続人」と「承継人」では、前者が私法上の概念、後者が公法上の概念というように、概念レヴェルが異なる。したがって、アピオン家の主人たちが「相続人」から「承継人」になるような事は、法的には起こりようがない。また、法に通じていたであろうアピオン家の所領管理機構が、そうした混同をした、あるいは許したとはとても思えない。

一方、二〇世紀初頭のパピルス法学者クレラーは、すでに全く違う説を打ち出していた。「相続人」と「承継人」を同義語とする、がっかりするほど単純な解釈である。その根拠は、この時代、クレーロノモイとデアドホイはセットで「すべての相続人」を示す定型句として現れるから、というものであった。この本を紹介してくれたのもゴニス。彼はパルメ説より、クレラー説に共感を覚えていたらしい。しかし、同義語であるなら、なぜ、アピオン家の所領管理機構は、自らの主人たちに対する呼称をクレーロノモイからデアドホイに変えたのであろう。

そこで、私は、パピルスに現れるクレーロノモス(ハイ)とデアドホス(ハイ)の用例を徹底的に洗いなおしてみることにした。その結果、両者セットの定型句として現れる六〇近いケースを除き、相続人個人としての地位を表わすのは、もっぱらクレーロノモスの語だとわかった。また、デアドホスが個人の資格・地位の表示として現

れるのは、相続とは無関係に「所領の出納役」という低い地位の役を表示する場合であることも知ることになる。調査時、アピオン家の「承継人たち」の事例は六例を数えた。ディアドホイが下役人を示す用語だとすると、なぜ、アピオン家の所領民は、そのような卑賤な語感の用語を、高貴な身分にある主人たちの呼称としてわざわざ用いたのだろうか。

「承継人」の意味 エジプトに適当な用例がみつからなければ、エジプト以外で探してみるほかあるまい。これはクレラーとゴニスへの挑戦でもある。私は、この時代の中で、中央での術語的用例を知らせてくれるユステイニアヌス新法を調べるため、コンコーダンス（用例索引）のある法学図書館に通ってみることにした。

首尾は上々であった。クレラーが注目したような定型句の用例も、少なからず見出された。それらを含め、ディアドホイの用例が多い順に見ていくと、五五五年の一つの長大な法文がひときわ興味を引いた。これは、エジプトではなくシリアの大都市アンティオキアの元老院議員家系の一族に起こった遺言相続と信託遺贈を巡る訴訟を扱っている。そこでは、遺言者ヒエリウスが遺言で相続人に指定した息子たちはクレローロノモイと呼ばれているのに対し、相続人の相続人が「卑属（パイデス）」、さらに遠い

相続人たちが総称して「ディアドホイ」と呼ばれていた。

この用例を念頭に置けば、クレローロノモイとディアドホイが一組の定型句として「すべての相続人」を表すというクレラーの理解にも新しい光が当たるだろう。すなわち、クレローロノモイが直接遺言で指定された狭義の「相続人」を意味し、ディアドホイが遺言者から遠い関係にある広義の「相続人」を指し示すゆえに、この一組で「すべての相続人」を表示しえた、と考えられるのである。この考えに従えば、六／七世紀のある契約パピルスで、契約の効力の永続性を担保するために、「相続人、およびすべての承継人」は契約を遵守すべし、という表現がなされた理由は明白であろう。すなわち、「クレローロノモイ」のみでは、「私は遺言に指定された相続人ではなく、相続人の相続人である」とか、「相続人から遺贈を受けた者である」といって契約を反故にしようと企む者が現れるおそれがある。この可能性を排除するには、はっきり「相続人以外のすべての相続財産取得者」を永久に契約に従うべきものとして明示しておかねばならない。そこで、それを意味する語「ディアドホイ」が付加され、念には念を入れて「すべての」と強調されたのである。

二度のメンバー交代 以上から私は、アピオン家の共同相続人の間では、二度のメン

バーの交代があり、それが、まず五八三／四年の「相続人」から「承継人」への呼称転換、次いで五八四／七年の「男」から「人」への呼称転換を招いたものと考えた。^{*13}

後は、マトリックスを作って、この想定に合うような家族構成を考えればよいだけである。この着想に勢いを得た私は、パルメに敵愾心を燃やし、上述の書簡の下書きも含めて、全データに適合する家族構成を考えようとした。さらに、ちよつとした色気を出したことを告白しよう。ストラテীগウス三世は、ストラテীগウス・パネウフェーモスその人である、という、これまで誰も考えもしなかった説を示して、学界を驚かそうと考えたのである。帰国も迫った例年になく暑い夏の夕刻、私は恐るおそるそのアイディアを文章にしてみた。

この時点での私の説を要約すれば、次のようになる。アピオン二世は、二人の息子と二人の娘を持っていた。そのうち、男子を生なしたのは、プライエクタのみであった。アピオン二世は、その死に際して、将来この未成年の孫息子に家督を継がせようとする。そこで、娘ふたりを相続から廃除し、孫の父親（＝婿）、ストラテীগウス三世、名前の知られない次男の三人を共同相続人に指名する。五八三年次男は死去し、その財産持分は、彼の甥のアピオン三世、すなわち将来の当主と定められた少年とその弟に相続される。この少年たちが承継人である。続いて五八七年までの間に、プライエ

*13 もちろんその際、「男」から「人」への転換は、女性が承継人に加わったことを意味する。

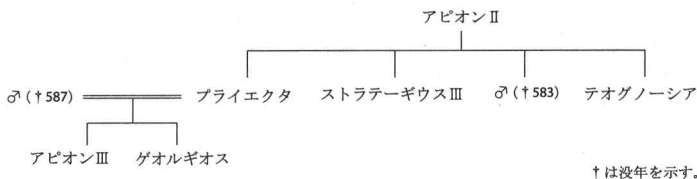


図6 家系図 (1)

クタの夫が死去する。彼の持分相続人は、アピオン三世とその弟、そして妻であり息子ふたりの後見人を引き受けたブライエクタである。五八八年までの間に、ブライエクタ母子とストラテギーウス三世の間に共同相続を解消する合意が成立し、ブライエクタ母子はオクシユリンコスの所領を、ストラテギーウスはアルシノエの所領をそれぞれ取る。

図6がその家系図である。^{*14}

三つの新資料 二〇〇三年九月、一年間の在外研究を終えた私は、ゴニスに書き上げた論文を手渡し、助言と批判を与えてくれるよう頼んだあと、清々として帰国の途についた。彼はそのとき、アピオン三世を「故ストラテギーウスと故ブライエクタの息子」と呼ぶ五九五年の未公刊パピルスが、ウィーンで新たに見つかった、と教えてくれた。私は、「ああ、やっぱり、ブライエクタの夫もストラテギーウスという名前だったのか」というほどの受け止め方をし

*14 この解釈の根拠は、パルメが二〇〇二年に公刊していたヘラクレオポリス（オクシユリンコスの近隣都市）からのパピルス断簡 (CGRXXV 25) であつた。そこでは、ストラテギーウス・パネウフェーモスが、「故アピオンの（… 欠落約三文字）に」と呼ばれていた。パルメは欠落部分を、「遍く知られた義理の息子に（ガンブロー）」と補つたが、私は、欠落部は「最もすぐれた息子に（フィオー）」と補うのが自然だと思つた。パピルスには、大所領主が義父との関係を誇る例は皆無であり、「父」「母」「夫」「被相続人」との間柄でのみ現れるからである。

た。たとえそうでも、上述の書簡の下書きにある宛名と齟齬をきたさないし、私の立てた仮説にも適合する。^{*15}

オックスフォードから帰った私は、古代史料研究センターのボウマン教授やクラウス博士、その他にもトムリン博士やマシューズ女史らと、日本で開催すると約束した「資料学」をめぐる国際シンポジウムの企画に追われた。再び打ち合わせと、自らの碑文学の論文の完成を期してオックスフォード再訪を決めた翌年五月のことだったと思う。突然ゴニスから、「生きている証拠 sign of life」としやれた題名のメールが届いた。色々と身辺に困難があつて連絡できなかったが、いくつか新しい情報がある、とのことであつた。彼が多忙であるのは知っていたから、わざわざメールを送ってきしてくれたのはうれしかった。もちろん、よい情報を期待した。

夏休みに入って私は、勇んでサックラー図書館のパピロロジー・ルームに赴いた。そこで彼は、三つの新しいパピルス情報を持って私を待ち構えていた。ひとつ目は、前述のウイーンのパピルスの情報。これは解決済みである。私の説では、プライエクタの夫のストラテギウスは、五八七年までに死んだことになっている。二つ目は、やはりウイーンから、アピオン二世の相続人を「テクナでありクレーロノモイ」と呼ぶ、年代不明のパピルスの情報。「テクナ」は、「小さい子供」を示すテクノンの複数

*15 だが私は、自分自身の説にどこか違和感を持つていた。私の仮説によれば、ストラテギウス三世は、三〇代から四〇代の壮年であり、息子を生ず可能性がないわけではない。それなのに、なぜ娘の息子がアピオン家の当主の名前を与えられたのか。もちろん、父と不仲であつた可能性もあるだろう。だがそんなことを考えれば、たちまち私は、バルメと同じ誤謬ごひやうの轍を踏むことになるのではあるまいか、と。

形であるが、これについても、アピオン三世とゲオルギオスの未成年兄弟がそれに当たるものと解釈できるので、さほど問題ない。^{*16}最後に、これはオックスフォードのオクシュリンコス・パピリから、五八一年というきわめて早い段階で、「プライエクタとその息子、アピオンとゲオルギオスに」宛てられた会計報告。これは難物であった。私の仮説に従えば、ディアドホイであるプライエクタ母子に相続財産が分与されるのは、早くとも五八三年以降（プライエクタの場合は夫の死後）でなければならぬ。私はゴニスに、「今はうまく位置づかないが、何とかなると思う」と口ごもりながら伝えた。とくに見通しがあったわけではなく、やや強がりに近い。別れ際の彼の言葉は、「含意を考へろ」であった。

プライエクタ 「コンスル級の女性（ヒュパティッサ）」として知られ、二〇世紀初頭から、アピオン二世の妻、娘、嫁と、さまざまに想定されてきたこの女性は、実に謎めいた存在である。彼女については資料に、アピオン三世の母であることは明言されている。アピオン二世との間柄では、「故アピオンの相続人」としか書かれていない。もし娘なら「アピオンのテュガトリ（娘へ）」、妻なら「アピオンのギユナイキ（妻へ）」と書かれるのが通例だ。さらに、今回の会計文書である。謎はますます深まるばかり

* 16 ただこの時点で、私は子供たちはクレローロノモイではなく、ディアドホイだと考えていたので、よく考えれば問題はあったのである。このパピルスは二〇〇五年秋の時点ではまだ公開されていない。

であった。五八一年といえは、アピオン二世が死去して二年と少し。所領の主人の一人として彼女に宛てられた会計文書の存在は、同年代の他の資料が主人を「相続人である男たち」と呼ぶのと適合しない。なぜそのようなことが起こったのか。さまざまな仮説を立てて、検討してみるほかはない。

大きく分けて、二つの異なる想定が可能なるように思えた。一方は、この会計文書が、「男たち」を主人とする所領とは別の、プライエクタ母子のみによって相続された所領だけにかかわるという想定。しかし、そうであるなら、どこの所領が男たちのもので、どこの所領がプライエクタ母子のものだったのか。他方は、会計文書が、それ以外の文書と性格を異にし、会計文書以外では女性が宛て先になりえないという想定。これはより有望に思えた。先述のように、女性一般が未成年の子供の後見人になりえなかった理由は、女性が、特定の法的行為への参加を制限ないし免除されていて、それでは後見人として十全な役割を果たせないとされたからであった。インテルケッシオと呼ばれる「他者のために保証を与える」行為の制限・免除である。^{*17}これは、プライエクタのような未成年の（と推測される）息子を持った母親に即してみれば、息子に代わって契約を結ぶことができないということを意味する。それでは、所領経営が成り立たなくなる。このことを念頭に置いたうえで、会計文書以外の文書を吟味してみ

*17 一世紀の法は、女性からインテルケッシオを免除し、女性に法的保護を与えた。五世紀になると、ただ祖母と母のみは、この「免除特権」を放棄することによって、男性と同じく、後見人としての法的行為を果たしうるようになった。

ると、いくつかは契約文書（雇用契約、種子貸付契約）そのものであり、その他はすべて、契約履行済み証文としての金品受領承認証書（所領の水車の軸受け、跳ね上げ機、寄付金等）であるとはわかった。そこで思い至った。プライエクタは、おそらく当初、アピオン二世の財産の相続人ではあっても、息子たちの後見人ではなかったのだろう。だから会計文書の宛て先には名前を記されても、契約関係の文書の宛て先からは除外されていた。彼女が宛て先に加えられるようになったのは、五八四年から五八七年までのある時点で、彼女が後見人を引き受けてからであった、と。

パピルス文書一つの出現で、なんとも違う仮説に至ったものである。だが、プライエクタが最初から相続人なら、彼女が当初相続から廃除されていたという最初の仮説によるよりも、後の時代に、彼女が所領文書で大きな存在感を示している事実を、よりよく説明できる。私は、ゴニスはいっこの会計文書を公刊するのかな、などとのんびりしたことを考えながら、他の仕事に専念することに決め、彼には、「インテルケツシオの問題だと思う」とのみ伝えて、再び帰国した。彼は、私の目論見を知ってか知らずか、ただ手を広げてみせただけであった。

二〇〇五年夏 帰国後、年末に資料学に関する国際シンポジウムを終え、翌年一月、

三月とイタリア、トルコへの碑文・遺跡調査に出かけたあと、今度は私からゴニスに連絡を取ってみた。国際シンポジウムは、西洋の一線の資料学者（パピルス学、碑文学、木簡学）と、日本を中心とした東洋の代表的資料学者（木簡・竹簡学・碑文学）の世界初の交流の機会として、双方ともに互いの水準の高さを認識しあい、今後の情報交換を深めていくことを確認するよい機会になった。ただ、残念なことに、パピルス学の講演を予定されていたボウマン教授が、母堂ご危篤のため来日できなかった。私は、ゴニスがここにいたら、と想った。彼こそ、ボウマン教授に劣らず、パピルス学の最新動向を東洋に紹介してくれるにふさわしいパピルス学者ではないか。次回は彼に報告を頼んでみよう。

私の三度目となるオックスフォード訪問を、ゴニスは歓迎してくれた。将来の来日の話や新しいシンポジウムの企画にも興味を示してくれた。しかし、そのとき彼は、彼の持っている「隠しだま」については、おくびにも出さなかった。いや、その一カ月後、私が再訪したとき、「いったいどこに行っていたんだ。探したんだぞ」と言われたので、その後、何度か、それについて私に教えてくれようとしたかもしれない。いずれにせよ、彼は再び私を励ましてくれた。私は、その言葉に感謝しつつ、昨年得た見通しを形にすべく、「ともかく、法的観点から整合性ある説明を考えて、遠からず論文を持って

くるよ」と答え、宿にこもった。彼は、フィレンツェのマツツアが新たにボーキャンの説に傾いて書いた論文を添付ファイルで送ってくれた。「この論文は好きではない」と書き添えて。

私はまず、ストラテীগウス三世がパネウフェーモスとして六一六年まで生き延びたとする自説を棄てた。確かに、パネウフェーモスがアピオン二世となんらかの関係を持つていたことは、註14で挙げたヘラクレオポリスの断簡から明らかだ。しかし、五八年という早い時期の会計文書で主人としてその名を挙げられているプライエクタ母子は相続人であったと考えるほかに、そうなる、私の仮説による「承継人ディアドホス」は、ストラテীগウス・パネウフェーモス以外に想定しがたくなってしまう。実の息子が「相続人」ではなく、「承継人」であったなどとする仮説には無理がある。他方、プライエクタが、アピオン二世の妻であるという考えは、まったく論外である。ウィーンの未刊行パピルスは、彼女の夫がストラテীগウスという名前であったと教えてくれているのだから、^{*18}こうして、可能性は狭められていった。

新しい仮説を立てるに当たっては、いつ刊行されるかも知れないパピルスを立論の根拠に用いてよいかどうか迷い、結局、ゴニスが教えてくれた資料が仮に見つかっていなくても、プライエクタがアピオン二世の娘か嫁であったと充分予想できるとする

*18 その情報をいち早く知っていたゴニスが、マツツアの新しい論文を「好きでない」のも無理からぬことだ。上述のようにマツツアが新たに採用したのはプライエクタをアピオンの妻とするボーキャンの枠組みだった。

論を立ててみることに決めた。そのときは、そうすることが潔いような気がしていた。だが、よく考えてみれば、投手から次の球種は何か、あらかじめ教えてもらっている打者のようなもので、まるで八百長だ。このつけは、いずれ支払うことになるのだが、ともあれ、四苦八苦しながら論文を完成させた。新しい仮説では、ストラテীগウス・パネウフェーモスの父がプライエクタ母子と並んでアピオン二世の共同相続人であり、パネウフェーモスが承継人である。ただ、パルメが公刊した上述のヘラクレオポリスからの断簡の欠落部が、与格で「ディアドホー」と補われることは、この語の他での用例から考えて、ありうるとは思えず、むしろ「クレーロノモー」が補われるべきかと思つたが、この点については、よい説明を思いつかなかつた。論文は添付ファイルにしてゴニスに送り、明日訪問すると書き、とりあえず安心して眠りについた。

オクシユリンコス・パピリ七〇巻 翌日のパピロロジー・ルーム訪問後、この原稿を書いている今日までまだ一ヶ月と少ししかたつておらず、私は書き上げた論文を、まだ専門誌に投稿していない。だから、今ここで回顧録風に書き綴ることは気恥ずかしい。ともあれ、今ここで書いているのは、パピルス学とパピルス学者の仕事についてなので、以下、ささやかな楽屋落ちと思つてお付き合いいただければと思う。

さてゴニスとは、私の顔を見るなり、新しい資料が見つかった、といった。そしてそれらは年内にオクシユリンコス・パピリの第七〇巻と七一巻に出版しようと思つてゐる、と。彼は、「五八六／七年と五八七年の二つのテキストが、「相続人である男たち」に宛てられているんだけど、どう思う？」と続けた。

耳を疑つた。もともとゴニスは早口なので、こちらが聞き返すこともしばしばだ。しかし、その時は、笑みをうかべながら、ゆっくり、はっきり、そう言つた。もちろん良いわけがない。私が、動かせない前提と考へていた、アピオン家所領の主人たちへの呼称変化のクロノロジーが壊れてしまう。もちろん、まったく覚悟がなかつたわけではない。ディアドホイという用語は、それまでアピオン家の所領農民にとつてなじみのないもので、ともすれば、クレーロノモイが用いられがちであつたし、それに、五八四年から五八七年までと、五八八年から五九〇年までのデータが欠けている。いづれ事例が増えれば、呼称の転換点前後でイレギュラーなケースも出てくるかもしれない。そんな風に考へていたからだが、しかし、それほど遅い時代に、最初期にしか見られないはずの「相続人である男たち」のケースが二例も見つかるとは思ひもしなかつた。

ゴニスをうらんでいる暇はない。事實は事實だ。宿に戻つて考へることにした。

「クレーロノモイ」である「男たち」。これは使用例も多く、両語とも所領農民やアピオン家の管理機構にとつてなじみのある呼称である。実際、アピオン二世も単数で「クレーロノモスである男」と呼ばれたし、アピオン三世も、単独の当主になると、同じように呼ばれるようになる。それに対し、「デアアドホイ」である「人たち」は、いずれも新奇な言葉である。後者の組み合わせは、実際の使用の現場で駆逐されやすかったであろう。そこである考えが頭に浮かんだ。それまで私は、「クレーロノモイである男たち」、「デアアドホイである男たち」、「デアアドホイである人たち」という三つの組み合わせが、それぞれ三つの時期に対応するものと考えてきた。しかし、そういういった時期区分を前提にしてしまうと、それに合わない事例が現れただけで、途端に全体の仮説が揺らいでしまう。それよりむしろ、「デアアドホイ」という用語と、「人たち」という用語がそれぞれ五八四年と五八七年前後に導入されたという事実こそ目を向けるべきなのではあるまいか。これなら、新しい用語の導入後にそれ以前の用語が現れても、導入されたという事実自体が否定されるわけではなく、それに基づく仮説に与える影響も軽微だ。いや待て、今までちよつとした思い付きに有頂天になつては痛い目を見てきたのだから、ここは、再びゴニスに聞いてみよう。

返事　ゴニスに問い合わせるとすぐに「現実 [realia]」と題する返事がきた。以下引用する。

「論文ありがとう。出来るだけ早く読むようにする。アピオン二世の無名の相続人／承継人に対して用いられている用語の時系列上の分布は次のようなものだ。」

(A) 相続人である男たちへ　五七九年一月一九日 (LXX 0010) ～五八三年一〇月八日 (LXX 0012)

(B) 承継人である男たちへ　五八四年一月一日 (LXX 0013) ～五八四年一月二〇日 (VI 996)

(C) 承継人である人たちへ　五八六年九月二六日 (?) (LXX 0013) ～五八七年一月二九日 (XVI 1988)

遠からず、オクシユリンコス・パピリ七〇巻のアピオン家の部分についての原稿を送る。それ以外の未公刊パピルスについては、七一巻と七二巻に発表したい。アピオン二世の相続に関しては、すでに次のようなものを含むパピルスを見つけてある。そのうち二つは五八六年か五八七年のもので(A)形式の宛て先を、五八八年のひとつが(C)形式の宛て先を持っている(五八五年か五八六年の(B)形式のものもあったかもしれないが、チェックしてみる必要がある)。それはそうと、十六巻の一九八九番と一九九〇

番がブライエクタとアピオンの名前の後に(A)形式の宛て先を持っているのは驚くべきことじゃないか？

さらに、例の五八一年の会計文書、もうひとつは五八八年の会計文書、また、アピオン三世を故ストラテীগウスと故ブライエクタの息子とする五九五／六年のテクストも出版したい。同様の情報はウィーンの未公刊のパピルスからも得られている。」

ローマ数字はオクシユリンコス・パピリの巻号を示しており、00から始まるアラビア数字は、ゴニスが現在出版準備中の七〇巻のために仮につけたパピルス番号を指している。彼は、どうやら、七二巻までで、アピオン家の契約にかかわる文書や会計文書をまとめて出版してしまうことにしたらしい。私の問題にかかわるものも、相当数あるようだ。さらに、オックスフォードにもブライエクタの夫を、五九五／六年までに亡くなったストラテীগウスとするパピルスが存在した。これでウィーンのパピルスが出版されなくとも、この情報を使うことができる。五八六年と五八七年の二つ「相続人である男たち」のケースを除けば、五八五／六年のケースと五八八年のケースは、宛て先のクロノロジカルな分布に合致する。しかし、何より私が驚いたのは、

一九〇〇年代の初めに出版されていた一六巻に、その一部分のみが翻刻されていた一九八九番と一九九〇番のパピルスをごニスがあらためて読み直し、そこに、プライエクタの名前があるにもかかわらず「男たちへ」と記されているのを発見したことであった。

一九八九番と一九九〇番 そのときの私の気持ちを、一体どう表現したらよいだろう。私の仮説によれば、五八七年以降は、契約文書や契約履行証文には、プライエクタが当事者としてかかわっていないなければならない。「承継人たる人たち」が宛て先とされるべきところ、従来の慣例から「相続人たる男たち」や「承継人たる男たち」と誤記されたというなら、まだわかる。しかし、明らかに女性のプライエクタを宛て先としながら、彼女を「男」と呼ぶような資料があるとは想像もしていなかった。そんな資料が現れてしまったのは、宛名は、いつの時期のものにせよ、実際の主人の法的地位も性別も反映していなかった、という可能性が出てきてしまうではないか。私は情けない気持ちで、返事を書いた。「五八六年と五八七年のパピルスに現れる「相続人たる男たち」については、時代が下ると、そういう形式上における文書起草者の好み、過ち、もしくは混乱があらわれてもおかしくないと思う。しかし、一九八九番と一九九〇番

についての情報には驚いた。君自身が確かめたり、（これらのパピルスがある）カイロにいる誰かに聞いたりしたのか。もしそうだとすれば、この夏の僕の努力は全て無駄だったことになる……」。

翌日、彼は、何人かのスタッフとともにテレビ番組の取材を受けていた。しかし、私の姿に目を留めると、すぐにその場を抜け出してきてくれた。「今晚メールを出そうと思っていたんだ。ノープロブレム。心配するな」。こう言つて、新しい資料を含め、五八七年まではおおむねクロノロジカルな変化のパターンが維持されており、五八六年以降のイレギュラーな宛名は、ただの混乱だと考えている、と口早に語った。「原稿も今週中には送れると思うから、待っていてくれ」。こうして私の仮説は、地獄と天国を行き来し、何がなんだかわからぬうちに、までもや生き延びることになった。

その後、程なくして、ゴニスから第七〇巻の原稿が送られてきた。アピオン家に関するパピルスが約三〇点、そのうち再校訂したもの七点、私の対象としている時代にかかわるもの一二点。どきどきしながら、彼がそれぞれのパピルスにつけているコメントリーを読んだ。彼らしく、様々な問題を的確に整理して、事実 に即した適切な解説を加えている。プライエクタとアピオン三世を「相続人である男たち」と呼ぶ五九〇年と五九一年の資料については、アピオン家の当主が、通例、前の当主に対し

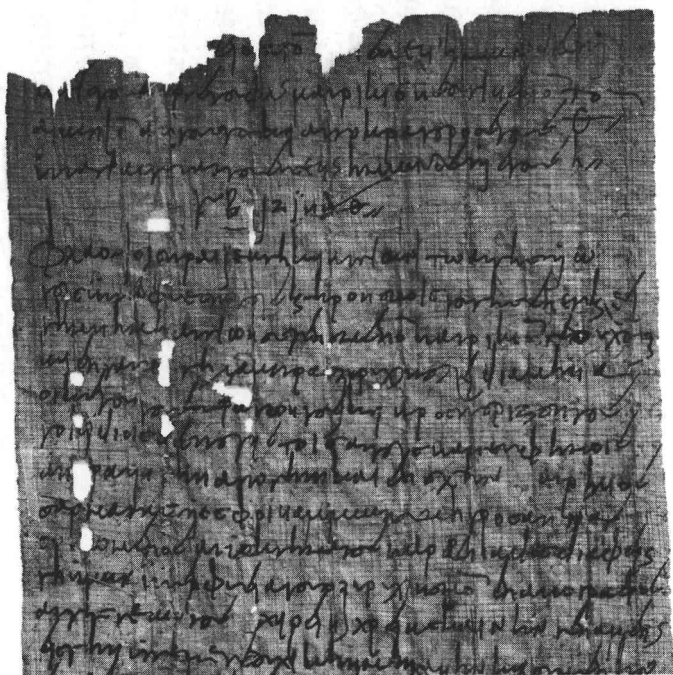
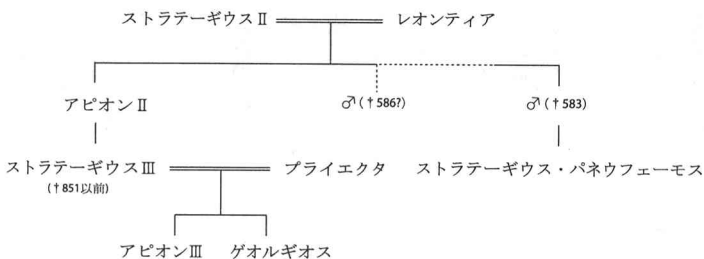


図7 P.Oxy.1990 の冒頭部分 皇帝の在位年数、伝統的なエジプト月による日付、財政年度の表示に続く6行目以下は、「貴き記憶の中にある前パトリキオスのアピオンのもっとも秀でた相続人で、ここ、輝かしい都市オクシュリンコスでも土地所有者であるフラウィア・プライエクタとその息子アピオンへ。彼自身の主人である遍く知られた男たちのために問答契約を行い、取引を実行し、責任を負う家令のメナスを通じて。…」と書かれている。手馴れた筆致と整った書式は、この文書がアピオン家の所領管理機構の書記、あるいはその文書管理に精通した代理人の手になることを示している。

て「相続人である男」と呼ばれている習慣が、そのまま反映されたのだろうとしていた。そして、アピオン家のオクシユリンコスの所領管理機構には「書法上のモデル」のようなものがあつたのかもしれない、といかにもパピルス学者らしいコメントが続いていた。

最新の仮説——メンバー交代は一度？ それから一週間、私はなんとか論文を完成させた。ずいぶんと歯切れの悪い論文になってしまっている。ただ、ここまでアピオン家の相続問題について書いてきて、結論めいたことを書かないのも収まりが悪いので、今のところ、もっとも有力と思われる仮説について、簡単にまとめておきたい。

唯一の息子、ストラテーギウス三世に先立たれていたアピオン二世は、息子が妻プライエクタとの間に生なじた孫息子を次の当主に定めた。しかし、この孫息子は未だ成年に達していなかったので、アピオン家の傍流にあたる人物を後見人兼共同相続人に指名する。それがストラテーギウス・パネウフェーモスの父である。彼は五八三年末に死亡し、ストラテーギウス・パネウフェーモスが承継人になる。ここまでは、すでに書いたとおりである。その後は、複数の可能性が存在する。一つ目は、もうひとり後見人兼共同相続人がいたケース。その場合、この人物も短命で、結局五八六／七年



†は没年を示す。

図8 家系図 (2)

にプライエクタが後見を引き継ぐ。二つ目はストラテギウス・パネウフェーモスが成人に達して、後見役も引き継ぐケース。この場合、五八三年末、後見人の死去によってプライエクタが後見役を引き受けるべく皇帝に願い出たが、審査が遅れ、暫定的にパネウフェーモスが後見を引き受けたという想定も可能であろう。あるいはパネウフェーモスが成人に達していなければ、後見役不在の期間があったのかもしれない。残念ながら、現在の資料状況ではいづれとも特定しようがない。個人的には、二つ目の想定が、相次いで亡くなるふたりの未知の親族を想定しなくても良いので、よりエレガントだと思う。図8がその家系図である。

いずれにせよ、この共同相続は、五九〇年前後まで続き、おそらくその後、解消された。プライエクタ母子がオクシリンコスのアピオン家所領の大部

分と、ヘラクレオポリスの所領の一部を取り、パネウフェーモスは、オクシユリンコスとヘラクレオポリスの所領の一部、そして、アルシノエの所領を取る。五八一年の会計文書で、プライエクタ母子しか主人の名前に挙がっていない理由としては、アピオン三世の成人を待つて、オクシユリンコスの所領の大部分が、彼に渡るように指定されていたから、という想定が可能であろう。

一方、五九五年のヘラクレオポリスの断簡に現れるパネウフェーモスの宛名については、パピルス学の方法論にしたがえば、「故アピオンのあまね遍く知られた相続人に（クレイロノモー）」と補うのが適当と思われる。ただし、もしそうであつても、これは、パネウフェーモスがアピオン二世によつて「相続人」に指名されていたことを意味しない。なぜなら、五八六年以降、アピオン家の所領からの文書の宛名は、「相続人」であるか「承継人」であるかについて、慣れ親しんだ前者の語を用いる傾向を示しているからである。ゴニスの新発見は、私に次から次へと難問をつきつけたが、呼称の混乱を証明すること、この点では私の疑問にも答えてくれたわけだ。

このほかに、プライエクタをアピオン二世の実際の娘とする仮説もありうるが、その場合の難点は、プライウイア・クリストドター (*PSI* 76)、プライウイア・アナスタシア (*POxy* XLIV 3204)、プライウイア・エウフェーシヤ (*PMich* XV 733; *POxy* VII 1038) といった同時代

*19 エアランゲンにあるパピルスが、五九〇年、ヘラクレオポリスで「プライエクタの尊き家」に言及している。プライエクタと亡き夫のストラテীগウスに言及するウイーンの未公刊パピルスもヘラクレオポリスからのものであり、もしかするとストラテীগウス三世夫妻は父の生前からこの都市の所領を特別に与えられていたのかもしれない。

のオクシユリンコスの身分の高い娘たちが、父の単独相続人に指名されている事実と
うまく説明の折り合いをつけられないことであろう。なぜ、アピオン家だけは、ひと
り娘が相続しなかったのか。^{ひろがえ}翻つて、私の仮説の難点は、なぜプライエクタが最初
から息子たちの後見人を引き受けなかったかという点である。ただ、解答の見込みが
ないわけではない。実はアピオン二世自身、父の死後一年と少しの間、母レオンティ
アの保佐^{*20}に服したことを示す資料がある。このことを念頭に置けば、身分の高い家柄
では、女性は後見はできないが、保佐ならできるといふような社会的コードがあつた
と考えるかもしれない。アピオン三世が五九一／二年頃に成人年齢（二五歳）に達
したと考えるなら、五八六／七年ころプライエクタが引き受けたと推定される役割は、
後見役ではなく保佐役であつた可能性が高い。レオンティアの先例があれば、プライ
エクタの保佐役就任に、家族内外で異論の生じる余地は少なかつたであらう。

なお、私の新しい仮説には、パルメが自説の立論の根拠とした二つの書簡の下書き
文書は、位置づく余地がない。^{*21}

パピルス学者の仕事と歴史家の仕事 歴史家は仮説を提示し、パピルス学者は事実を
明らかにする。三年間のゴニスやアピオン家との付き合いの中で私が得た印象は、こ

* 20 男子二〇歳までは後見^{見目}、その後二五歳までは保佐^{保佐}に服した。当初、前者は義務的、後者は任意という違いがあつたが、六世紀には、いずれも義務的となり、その職務の本身も似通つたものとなつた。後見人・保佐人は事務管理を行うほか、法的な行為には後見人、保佐人の同意が必要とされた。

* 21 唯一、ありうるとすれば、亡くなったパガルケースが、プライエクタの実父の場合だらう。しかし、もしそうなら、この下書きは、アピオン家のアーカイブに由来するものではないことになる。

のよなものだ。そして、事実の生命は長く、仮説の命は短い。とくに、凡庸な歴史家のそれは……。

先で述べたように、パピルス学者の数は、公刊すべきパピルスの数に比べて圧倒的に不足している。それゆえ彼らは、ただ事実のみを求めて右から左へパピルスを公刊していくわけにもいかない。一方には、誰が何を意図して書いたのか不明なパピルスがある。この種のもは、しばらく出版を見合わせたほうが賢明だ。他方には、書かれたコンテキストも次第に明らかにされ、内容も新鮮なパピルスがある。これらはすみやかに出版されるべきだろう。さらにその一方、もうすでに出版されているパピルスと同形式、類似の内容のパピルスが多数ある。これらは、緊急に公刊していく必要はない。しかし、その形式や内容をめぐって新しい理解が現われ、その検証が期待できる場合には、パピルス学者は古代史学界での議論を横目で睨み、またそれに参加しながら、これらも出版のリストに加えていく。ゴニスがアピオン家文書をまとめて公刊しようと考えた背景は、おそらくそのようなものであつたらう。

かくして、パピルスのデータベースは、日々進化しており、進化の方向は、古代史家のニーズや成果によって左右される。パピルスのガーディアン、パピロジストたちは、^{ひな}雛である歴史家たちにせつせとえさを運んでくれる親鳥のよなものだ。ある

いは勝手にどこへでも行ってしまふ羊たちの群れを導く羊飼ひ。私たち歴史家は、「初期ビザンツ貴族のサバイバル戦略が明らかにされなければならぬ。そのためにはこの資料が必要だ」などと、雑や羊らしく、思うままに勝手なことを言う。「与えてくれなければ、今手に入るものだけで好き勝手言うぞ」とわがままいっばいだ。ゴニスもまた、私には手を焼いたに違ひない。「ストラテギーウス三世はパネウフェーモスだ」、などと言ひ出したのだから。彼に会つて数日後、帰国直前の私はボウマン教授のディナーに招かれた。研究は進んでいるかと尋ねられたので、事の顛末を話した。彼は言った。「君にとつては大変かもしれないが、そういうことがなければパピルスの出版は進まない」と。

西欧諸国が一九世紀末から二〇世紀前半にかけて、中近東から大量の文化財を持ち出したことについては、倫理的・政治的非難がある。また、今日もなお、いくつかの国の研究機関がパピルス文書を買ひ漁っていることが、パピルスの闇市場を成立させてしまつているのも嘆かわしいことだ。ただ、私たちは、もし二〇世紀がモムゼンの言うような「パピルスの世紀」になつていたら、パピルス学とパピルス学者たちは、今よりはるかに世俗的で、政治的なものもろの事柄に翻弄されていたに違ひない、ということに思ひを致すべきだろう。例の「奇跡の年」の「アテナイ人の国制」

写本は、それを横取りし本国に持ち帰ったイギリスの外交官に「サー」の称号を得させたのと引き換えに、来歴がわからなくなってしまう。その点、「死海文書」として知られる獣皮に書かれたユダヤ教文書や、先述の「ナグ・ハマデイ文書」は、幸運にもおおむね出所がわかっているが、発見後の争奪戦の経緯はスパイ小説並みに劇的だ。学者間、国家間の権益が絡んだおかげで、それらの写真版が全て公開されるまで、四半世紀から半世紀という長すぎる時間を要してしまった。もちろん、アピオン家文書を巡っても、それがオックスフォード、ウィーン、フイレンツェ、ベルリンとヨーロッパ各国に分散して所蔵されているからには、学者同士の駆け引きもあるだろう。しかし、少なくともゴニスが私に示してくれたのは、可能な限り、公平で効率的であろうとする模範的な学者の姿だった。

私は、今、自分自身の仮説をどのように位置づけたものか、少し迷っている。アピオン家のサバイバル戦略についてである。一五年間の当主不在の間、プライエクタが果たした役割は、私が当初考えていたより大きいものだったらしい。しかし、私はここから、「ビザンツ初期の貴族家系のサバイバル戦略には、女性が重要な役割を果たした」というような結論を安易に下す気持ちには、なかなかない。女性の役割が

大きいのは、オクシュリンコス他の貴族家系の女性を見れば、すでに明らかなことであつた。むしろ私にとって気になるのは、アピオン家文書において、農民たちが、いかに零細であつても、契約当事者として、当主に女性が加わるのを忌避していたようにみえる点だ。これは前近代の農民によく見られる、保守的慣例遵守主義のなせる業なのか。あるいはもつとシビアに、契約文書が効力を持たない可能性を忌避しようという合理主義の反映か。

アピオン家所領は六世紀を通じて肥大化していったが、かねてより会計文書やそのほかの文書の、実態とはかけ離れた形式化が指摘されており、その痕跡は私の扱つた文書にも深く刻まれている。アピオン家は法的フィクションを用いながら、オクシュリンコス市の社会や経済の機能にとってかけがえのない存在となつていた自らの所領の一体性と機能を、いかにして維持していくかに腐心していたようである。サバイバル戦略としての共同相続も、こうした努力のごく限られた選択肢のひとつであつたかもしれない。もしそうなら、この時代の貴族が、エジプトの農村社会とは切り離されたコンスタンティノープルの宮廷社会で絶大な権力者として君臨していた、とする従来の見方も揺らいでくる。彼らは、皇帝と農民たちの間にあって、双方からの要求を満たすのに、思いのほか窮屈に感じていたのではあるまいか。オクシュリンコスのほ

かの有力家系についても、調べる必要があるろう。ゴニスは、私がそんなことを話せば、また例によって鋭いまなざしでこちらを見返しながら、新しいパピルスの出版計画を立ててくれるだろうか。好んで冷や汗はかきたくないけれど、そんな風に空想してみると、この世界にかかわっていられる幸せも感じるのである。

- E. G. Turner, *Greek Papyri. An Introduction* (2nd ed.), Oxford, 1980.
- The Oxyrhynchus Papyri*, 1898-.
- J. Gascon, Les grandes domaines, La cité et l'État en Égypte byzantine, *Travaux et Mémoires* 9, 1985.
- J. Banaji, *Agrarian Change in Late Antiquity: Gold, Labour, and Aristocratic Dominance*, Oxford, 2002.
- R. Mazza, *L'archivio degli Apioni. Terram lavoro e proprietà senatoria nell'Egitto tardoantico*, Bari, 2001.
- B. Palme, Flavius Strategius Paneuphemos und die Apionen, *ZSS (RA)*, 1998.
- N. Gonis, Studies on the Aristocracy of Late Antique Oxyrhynchus, *Tyche* 17, 2002.
- Id., *P. Bingen* 135 and Apion I, *ZPE* 146, 2003.
- H. Kreller, *Erbrechtliche Untersuchungen auf Grund der grieko-ägyptischen Papyrusurkunden*, Leipzig, 1919.
- J. Beaucamp, Apion et Praeicta: hypothèses anciennes et nouvelles données, *REByz* 59, 2001.
- Roger S. Bagnall, *Egypt in late antiquity*, Princeton University press, 1993.